世田谷区児童相談所一時保護所夜間児童指導員

（会計年度任用職員）募集要領

1. 職務内容

一時保護所の夜間帯における常勤職員を補佐する次の業務

（1）入所児童の生活指導の補助

（2）施設の維持管理に関すること

（3）その他入所児童に関すること

2. 応募資格

（1）夜間児童指導員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者

（2）児童福祉に関心がある者

（3）令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。

※地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方（2頁参照）は応募できません。

3. 勤務条件

（1）任用期間　令和9年1月1日～令和9年3月31日

※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

（2）勤務日数　月５日

（3）勤務時間　１日10時間　午後９時00分から翌午前８時00分まで（うち、休憩時間1時間）

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

（4）勤務場所　京王井の頭線「新代田駅」から徒歩圏内

（非公表のため採用決定後にお知らせします）

（5）報　　酬　・ 月額報酬（令和8年度現在）85,528円（地域手当相当分含む。）＋夜勤手当

※ 常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。

※ 国民の祝日及び年末年始に勤務した際は、休日給（相当する報酬）を支給します。

・ 交通費別途支給（月額上限55，000円）

（6）社会保険等　なし

（7）公務災害補償等　公務災害補償等の適用となります。

（8）休　　暇　年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

（9）身　　分　地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

（10）そ の 他　① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

【特記事項】

・世田谷区児童相談所一時保護所夜間児童指導員の職務へ従事するにあたっては、こども性暴力防

止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、申込書・履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。
・また、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合等、こども性暴力防止法及び「こども性暴力防止法施行ガイドライン」に基づいて防止措置を行う必要がある場合に限り、（4）で示す場所以外の場所を含む世田谷区内の各事業所に勤務場所を変更（配置転換）する場合があります。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は3頁をご参照ください。

4. 募集人数
 1名
5. 選考方法
 第1次選考　書類選考
 第2次選考　面　　接（令和8年12月10日（木）予定）
6. 選考結果
 第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年12月4日（金）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。
7. 申込方法
 郵送申込または持参申込。区の HP からオンライン手続きもできます。
 【提出書類】 ※郵送申込または持参申込の場合
 ① 世田谷区児童相談所一時保護所夜間児童指導員採用選考申込書兼履歴書（添付ファイル）
 ② 世田谷区における勤務経歴等確認票（添付ファイル）
 ※ 提出書類は返却しません。
 【提出先】
 〒156－0043　東京都世田谷区松原6－41－7　世田谷区児童相談所児童相談課管理係
 【期間】

郵送申込、オンライン手続き	令和8年11月12日（木）～令和8年11月30日（月）【 必 着 】
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時

【地方公務員法第16条（欠格条項）】
　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑

に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(抄)】

(定義)

第2条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

1 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

2 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

3 児童福祉法第六十条第一項の罪

4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

5 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

6 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第２条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
1　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
2　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第３条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。
※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

【お問い合わせ先】
世田谷区児童相談所児童相談課管理係
担当：角田・山田・山本
〒156－0043
世田谷区松原6－41－7
電話：03－6379－0697